

変 更 理 由 書

多治見墓地公園（以下「墓地公園」という。）は、昭和41年に多治見市脇之島町及び大畑町地内において約37.6haで都市計画決定した墓園である。

この墓園は、人口増加期の中、既設の公営墓地が狭小となっており、土地の合理的な利用を図るために計画されたものであり、昭和51年に都市公園に指定した。

その後、本市は人口増加期から人口減少期に転じており、あわせて全国的に、納骨堂・樹木葬・散骨など葬送の在り方に変化が生じ、「墓じまい」もみられるなど、都市計画決定から約60年が経過し墓園を巡る環境は大きく変化している。更に、令和4年度に実施した多治見市墓地需要調査では、市内の墓地の増加率はマイナスになり今後30年間は需要のひっ迫は発生しないと推定し、市営霊園の増設しない方針とした。

一方、本市の一人当たりの都市公園面積は14.9㎡（令和6年度末）であり、周辺市と比較しても高い水準となっているが、今後は人口減少下においても公園の質の維持・充実を図るための公園・緑地の見直しや、担い手を考慮した維持管理への対応が求められている。

令和8年度に改訂した第3次都市計画マスタープランでは、「人口減少等による社会情勢の変化により、設置目的を十分果たせなくなる都市公園などが生じるおそれに対して、集約化、用途転換、廃止を含めた公園再編について検討します。」という方針を掲げており、また「今後の墓地需要などを踏まえ墓地公園の土地利用のあり方を検討します。」としている。

そこで、墓地公園の見直しを行った結果、必要となる施設や機能については、整備済である既存区域内に収まる見通しとなったことから、未整備の区域については変更し、区域を縮小するものである。